

時 期	その他
区 分	建築物の安全性確保
分 野	建築物の耐震化
検 証 項 目	非住宅の耐震化

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、地震防災対策特別措置法、官公庁施設の建設等に関する法律等
執 行 主 体	国、県、市町、施設管理者等
財 源	一般財源（事業によって国庫補助、地方債・地方交付税措置あり）
概 要	<p>阪神・淡路大震災では、多数の官公施設や学校施設、社会文化施設、福祉施設等が被災し、また、道路、鉄道、港湾等の都市基盤、水道、ガスといったライフラインにも多大な被害をもたらした。</p> <p>阪神・淡路大震災後、その教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律や密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、地震防災対策特別措置法が制定され、建築物・都市基盤の耐震化が進められてきた。しかし、平成15年1月におけるこれらの施設の耐震化の状況を見ると、例えば、小中学校等で約46%、公的建造物で約53%、緊急輸送路の橋梁・擁壁で約34%（内閣府「地震防災施設の現状に関する全国調査」）と、高いとは言えない状況である。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 （阪神・淡路大震災で被害を受けた施設の復旧等に関しては各関連IDを参照）</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災に鑑み、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、建築物の地震に対する安全性を確保するため、 <ul style="list-style-type: none"> a 多数の者が利用する建築物の所有者の努力義務 b 建設大臣による指針の策定並びに所管行政庁による指導・助言及び指示 c 所管行政庁による耐震改修の計画の認定 d 耐震改修の計画の認定に対する建築基準法の特例及び金融上の支援措置 <p>等からなる「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。（施行：平成7年12月25日）</p>

[『平成9年版防災白書』国土庁,p280]

1. 特定建築物の所有者の努力義務等に係る事項

(1) 特定建築物の所有者の努力義務

多数の者が利用する用途で、階数が3以上かつ1,000㎡以上の建築物であって、現行の耐震関係規定に適合しない建築物(以下「特定建築物」という。)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めなければならない。

特定建築物の用途:学校、体育館、病院、百貨店、事務所、物販店、ホテル、老人ホーム、博物館、公衆浴場、飲食店、工場、駅、郵便局等(多数の者が利用するもの)

(2) 耐震診断及び耐震改修の指針の策定・公表

建設大臣は、耐震診断及び耐震改修の指針を定め、これを公表するものとする。

(3) 指導及び助言並びに指示等

指導及び助言

都道府県知事又は市町村長(以下「所管行政庁」という。)は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

指示等

所管行政庁は、特定建築物のうち不特定かつ多数の者が利用する用途であって、2,000㎡以上のものについて必要な指示をすることができる。

2. 耐震改修の計画の認定

(1) 計画の認定

建築物の耐震改修計画が、耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、所管行政庁はこれを認定することができる。

(2) 計画の認定に係る建築基準法の特例

現行の建築基準に適合しない事項があっても、認定を受けた耐震改修計画を実施できる

計画の認定をもって建築確認とみなす

[『建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)の概要』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)

- ・大規模地震時に市街地大火を引き起こすなど防災上危険な状況にある密集市街地の整備を総合的に推進するため、平成9年5月に密集市街地における防災街区の整備に関する法律が制定され、11月より施行された。
- ・本法は、防災上危険な密集市街地を防災再開発方針において防災再開発促進地区として設定した上で、他に講じられる防災施策と連携し効果的な再開発を促進するため、建替に対する補助、延焼等危険建築物に対する措置、地区の防災性の向上を目的とする防災街区整備地区計画の創設、防災街区整備権利移転等促進計画の作成、建築基準法の接道の特例などを講じることができるものである。
- ・平成15年に法律の一部改正を行い(公布:平成15年6月20日、施行:平成15年12月19日)防災街区整備方針への位置づけ、都市計画の地域地区として特定防災街区整備地区制度の創設、老朽建築物を、防災性能を備えた建築物に更新する防災街区整備事業の創設、防災公共施設等の整備促進のための制度の充実が図られることとなった(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第101号))
- ・平成16年3月に、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」が出されている。

建築基準法の改正

- ・建築基準法はこれまでに数度改正されているが、建築物の安全性の一層の確保や規制緩和等を背景に、平成10年6月12日に抜本的に改正された。(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号。施行は即日一部施行、平成11年5月1日一部施行、平成12年6月1日全面施行))
- ・平成10年6月12日改正の主な内容は、以下のとおりである。

1 指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設

建設大臣又は都道府県知事の指定を受けた者(指定確認検査機関)による建築確認及び検査の実施が可能

2 中間検査制度の創設

特定行政庁が、必要に応じて、一定の構造、用途等の建築物について、中間検査を受けなければならない工程(特定工程)を指定し、建築主は、特定工程の工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関による検査を受けなければならない。特定行政庁の定める特定工程後の工程は、中間検査合格証の交付の後でな

ければ、施工してはならない。

- 3 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する規定の性能規定化等
特定の工法、材料、寸法等の仕様により建築基準を規定する従来の規制方式に加えて、単体規定のうち必要な技術的知見が得られた規制項目について、建築物が満たすべき性能を基準として明示し、その性能を有することを一定の方法により検証する規制方式を導入。また、準防火地域内における木造3階建て共同住宅、採光及び地下居室に関する規制を緩和、日照規定は廃止。
- 4 型式適合認定制度の創設
建設大臣が一定の建築設備等について、あらかじめその型式が一連の建築基準に適合することを認定した場合には、建築確認・検査の段階での審査を簡略化。
- 5 一定の複数建築物に対する制限の特例等
一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地から行われた設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める各建築物については、同一敷地内にあるものとみなして建築基準法の関係規定を適用。
- 6 台帳の整備及び閲覧制度の整備
特定行政庁は、建築基準法令の規定による処分に係る建築物に関する台帳を整備するものとし、閲覧の請求があった場合には、その記載事項のうち一定のものを閲覧させなければならない。

- ・平成16年3月に、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」が出されている。建築基準法の一部改正に関しては、(1)著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、(2)建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化、(3)特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例等、(4)一団地内の一の建築物に対する制限の特例、(5)既存不適格建築物に関する規制の合理化、などを内容としており、(5)については、既存不適格建築物を一部でも増改築等した際に、即座に全基準に適合させる必要のある現行制度を合理化し、増改築等の全体計画を特定行政庁が認定した場合には工事に係る部分から順次基準に適合させることを可能とする等の措置を講ずることとしている。[『建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について』(平成16年3月1日)国土交通省]

地震防災対策特別措置法(平成7年6月16日法律111号)

- ・地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、都道府県が地震防災緊急事業五箇年計画の作成を行い、これに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図ることを目的とし、平成7年6月に地震防災対策特別措置法が施行された。
- ・本法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」により、避難地、避難路の整備や小中学校の耐震化等が全国において総合的かつ計画的に進められている。なお、平成13年3月に地震防災対策特別措置法が改正され、平成17年度末まで財政上の特別措置が継続されることとなっている。

[地震防災対策特別措置法]

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p292]

[『平成9年版防災白書』国土庁,p277]

[『平成14年版防災白書』内閣府]

防災基本計画

- ・防災基本計画震災対策編において、国、地方公共団体及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化すること、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設の耐震性の確保に特に配慮すること、などを定めている。[『防災基本計画』中央防災会議]

中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置

- ・平成13年6月28日の中央防災会議において、「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」の設置が決定された。平成13年9月17日に第1回目の専門調査会を開催、審議を重ね、平成14年7月

に「今後の地震対策のあり方について報告」をとりまとめた。この中で、重点的に取り組むべき施策として、ハザードマップの作成による耐震化に対する潜在需要の喚起、民間資金を導入した耐震化の推進等新たな手法を取り入れた耐震化推進のためのプログラム策定等により、住宅や防災上重要な官公庁施設、学校施設、病院、社会福祉施設、多数の者が利用する民間建築物、道路の橋梁や河川堤防等の基幹的公共施設等の耐震化を推進することが提言されている。[『今後の地震対策のあり方について報告』中央防災会議今後の地震対策のあり方に関する専門調査会]

取組内容

【警察庁】

災害に強い情報管理システムの構築

- ・警察庁は、コンピュータが設置される情報処理センター等の耐震性の向上、非常用電源の確保、重要データのバックアップ体制の整備等を行い、災害にも強い情報管理システムの構築を推進している。[『平成8年版警察白書』警察庁,p335]

交通管制システムの整備及び信号機の点滅対策の推進

- ・交通管制システムの耐震化を図るとともに、自動起動型信号機電源付加装置を付加した信号機の整備を推進している。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p128]

【国土交通省】

社会資本整備審議会「既存建築物の改善と有効活用のための建築行政のあり方に関する答申」(平成16年2月2日)

- ・平成15年8月28日の大臣の諮問を受け、社会資本審議会は、制度等に基づく建築物のストック対策のあり方について検討を進め、平成16年2月2日に「既存建築物の改善と有効活用のための建築行政のあり方に関する答申」を提出した。答申では、既存建築物の安全・衛生の性能確保に関して講ずべき具体的施策として、以下の内容が提言された。

1. 建築基準法における危険な既存不適格建築物の安全・衛生の性能確保について

放置すれば著しく危険となるおそれが高い既存不適格建築物等に対して、勧告等により、予防的な対応を行わせることとするなど、十分な安全・衛生の性能確保のための措置を講ずることが必要。

2. 建築基準法における既存建築物の法令遵守の担保について

定期報告制度について、現行の所有者等からの報告徴収に加え、調査を行った専門技術を有する資格者等に対して特定行政庁が直接調査内容を確認することなどによって、既存建築物の状況を的確に把握できるようにすることが必要。

定期報告がなされない建築物については、建築主事等による立入検査が円滑になされるための措置を講ずることにより、危険な既存建築物の実態把握に努め、必要な是正措置を講じさせることとすべき。

建築物ストックの維持管理状況等に関する情報開示のあり方について検討すべき。なお、情報開示にあたっては、所有者等の権利・利益を不当に侵害することがないよう留意すべき。

違反建築物に対しては、強力に違反是正を進めるとともに、罰則についても違反の抑止力となり得るような強化を図っていくことが必要。

3. 建築基準法における既存不適格建築物の取り扱いについて

既存不適格建築物について安全・衛生の性能を向上させる、一定の増改築等をする際の遡及適用の仕方に関し、増改築等の機会をとりえて性能確保を図るという現行の原則は堅持しつつも、以下のような一定の合理化を行い、円滑な改修が進められるような制度的枠組みを用意することが必要。

- ・最終的に全ての不適合状態が改善されることとなる全体的な改修計画を前提に、改修計画期間内における遡及適用を猶予し、段階的な改修を認める。

- ・耐震基準や避難基準等の単体規定について、規定の性格上、建築物が分割しているものと取り扱って適用することが可能な場合は、遡及範囲を増改築等と一連の部分に限定する。

- ・現行において一定範囲内の小規模な増改築や大規模修繕・模様替を行う場合に許容されている耐火や用途制限等一部の規定に関する遡及適用の緩和措置について、小規模な増改築等を行う場合の木造建築物の基礎の規定や大規模修繕・模様替をする場合の集団規定を追加する。

この他、公共事業に係る収用や収用権を背景とする用地取得時の既存建築物の建築基準法上の取扱いについて検討を行うことが必要。

4. 既存建築物の安全・衛生の性能確保に係るその他の講ずべき施策について

既存建築物の安全・衛生の性能を向上させるための改修を行う際の資金的な負担の軽減を図るため、政策的な重要性が高く、所有者等の自助努力に委ねるのみでは十分な効果が期待できない場合には、助成の充実を図ることなどが必要。

耐震性をはじめとする既存建築物の安全・衛生面の診断・評価や性能向上のための改修等に係る研究開発、技術指針の策定等を行うことなどが必要。

[『既存建築物の改善と有効活用のための建築行政のあり方に関する答申』社会資本審議会]

[特定建築物]

法令遵守の徹底

- ・新築建築物対策として、建築基準法の耐震基準等の徹底を図っている。[『大規模地震対策の現状と今後の対策（耐震診断・改修等について）』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

耐震診断に係る補助制度の創設

- ・市街地再開事業等（市街地総合再生基本計画）（平成7年度～）

地域要件：市街地総合再生計画を作成しようとする区域

補助率：国1/3

- ・なお、市街地再開事業等（市街地総合再生基本計画）については、平成16年度より、災害時に重要な機能を果たす建築物又は多数の者に危害を及ぼすおそれのある建築物が複数存在する地区においては、市街地総合再生計画の策定後であっても耐震診断の費用を補助対象とすることとした。

[『大規模地震対策の現状と今後の対策（耐震診断・改修等について）』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

耐震改修に係る補助制度の創設

- ・耐震型優良建築物等整備事業（平成7年度～）

地域要件：地震防災対策強化地域等

補助対象・補助率：調査設計計画費（10名以上の区分所有建築物等に限る）

補助率：1/3（国1/6＋地方公共団体1/6）

耐震改修促進法の認定を受けて行う耐震改修工事費

補助率13.2%（国：6.6%、地方公共団体：6.6%）

工事費の39.7%について、国費で1/6を補助

- ・なお、密集住宅市街地整備促進事業及び耐震型優良建築物等整備事業については、平成16年度より、以下のような拡充を図ることとした。

密集住宅市街地整備促進事業

- ・大規模地震の被害が想定される地域等（東海、東南海・南海地震、南関東直下地震の被害想定地域、地震予知連の特定観測地域、地域防災計画の避難地・避難路沿い等）で、一定の集積のある地域（30戸/haの密度で300戸集積）については、国庫補助を耐震改修費の8%とするとともに、耐震改修費補助対象となる住宅の建替についても補助対象とし耐震改修費補助相当額を補助。

耐震型優良建築物等整備事業

- ・大規模地震の被害が想定される地域等（東海、東南海・南海地震、南関東直下地震の被害想定地域、地震予知連の特定観測地域、地域防災計画の避難地・避難路沿い等）について、人口集中地区外であっても、一定の集積のある地域（30戸/haの密度で300戸集積）を補助対象とするよう、対象区域を拡充。

[『大規模地震対策の現状と今後の対策（耐震診断・改修等について）』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

融資制度の拡充

建築物耐震改修事業（日本政策投資銀行等政府系金融機関）

- ・平成8年度から、耐震改修促進法の認定を受けて改修を行う場合の優遇金利による融資制度を創設した。
- ・平成12年度からは、耐震改修促進法の認定の有無にかかわらず、耐震改修促進法の特定建築物について行う耐震改修工事の融資対象を拡大した。

[『大規模地震対策の現状と今後の対策（耐震診断・改修等について）』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

[官庁施設]

官庁施設の定期点検の義務化等

- ・官庁施設に関しては、官公庁施設の建設等に関する法律により整備等が進められてきたが、平成16年3月に、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、「建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」が出され、官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正に関しては、建築基準法による定期点検の対象となる建築物に加え、一定の国の建築物について定期点検を義務付けるとともに、国土交通大臣は、保全の基準を定め、関係国家機関に対し、その実施に関する勧告及び定期点検の結果の報告徴収をすることができることとしている。[『建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について』(平成16年3月1日)国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/07/070301_.html]

防災拠点施設となる官庁施設の整備・改修

- ・「国家機関の建築物及び附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成16年改正)及び「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」(平成8年制定)に基づき、建築物の構造体のみならず建築非構造部材、建築設備等を含め建築物全体としての総合的な耐震安全性を確保し、防災拠点施設となる官庁施設の整備及び既存施設の耐震改修を推進している。[『平成15年版国土交通白書』国土交通省]

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p298][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p189]

【都市基盤】

下水道の耐震対策

- ・国土交通省は、日本下水道協会が平成9年8月に刊行した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、下水道施設の耐震化を進めることとし、平成10年3月に既存施設の耐震診断をできるだけ速やかに実施すること、新規発注工事については震災後に出された指針を参照し、所要の耐震化を図ること等を通知した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p310]

河川等の耐震対策

- ・河川堤防耐震点検マニュアル等に基づき点検を行い、その結果、地震により被害が発生する恐れのある河川・海岸堤防については、堤防の緩傾斜化、地盤改良等の耐震対策を実施している。[『平成14年版国土交通白書』国土交通省][『平成15年版国土交通白書』国土交通省]

道路の耐震対策

- ・阪神・淡路大震災により観測された地震動(マグニチュード7クラスの内陸直下型の地震)にも耐えられる耐震性を確保することを目標に、平成8年11月に耐震設計基準を見直した。
- ・兵庫県南部地震で被害の程度が大きかった1980年よりも古い基準による鉄筋コンクリート橋脚及び落橋防止構造、立体交差区間等の緊急度の高い橋梁を優先的に補強した。

[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p310]

港湾施設の耐震対策

- ・高架臨港道路などの重要既存施設については、その施設の重要性、緊急性等に応じて順次点検・耐震補強を行うとともに、港湾施設の耐震性の向上を図るための研究開発を促進した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p312]

鉄道施設の耐震対策の推進

- ・鉄道施設の被害の甚大さに鑑み、鉄道の安全確保等を図るために既存の鉄道構造物について、緊急耐震補強を実施した。[『平成15年版防災白書』内閣府,p82]

【海上保安庁】

通信施設の整備

- ・老朽化した陸上通信回線の抜本的な見直しを行い、大容量高速データ通信に対応でき、災害に強い、高度情報通信網の整備を実施した。[『平成15年版防災白書』内閣府,p227]

【総務省】

郵便局舎の耐震対策

- ・総務省（旧郵政省）は、既存の郵便局舎の耐震点検調査を実施し、耐震性能の向上が必要だと認められる施設については、補強工事等の耐震対策を実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p311]

危険物施設の耐震対策

- ・消防庁は、被害状況を踏まえた危険物施設の耐震性に関する調査結果に基づき、平成8年9月に、特定屋外タンク貯蔵所の地震対策として、2段階設計の考え方の導入など技術上の基準の見直しを行った。[『平成12年版消防白書』消防庁,p17]
- ・平成10年3月には、屋外タンク貯蔵所の配管に緊急遮断弁を設けるとともに、防油堤の耐震措置の強化など技術上の基準の見直しを行った。[『平成12年版消防白書』消防庁,p17]
- ・平成11年3月には、容量が500kl以上1,000kl未満の屋外タンク貯蔵所を準特定屋外タンク貯蔵所と位置づけ、技術上の基準を整備し、耐震対策を強化した。[『平成12年版消防白書』消防庁,p17]

緊急防災基盤整備事業の推進

- ・総務省及び消防庁においては、大規模な地震等の発生時に住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、緊急防災基盤整備事業を創設し、避難地や災害対策拠点等となる公共・公用施設、不特定多数の者が利用する公共施設等について耐震性の強化、防災拠点、ヘリポート、防災情報通信施設等、地域防災計画に基づき整備すべき防災基盤の整備、を推進した。平成7年度から平成12年度までの措置であったが、平成13年度まで延長措置が講じられた。

防災まちづくり事業の推進

- ・総務省及び消防庁においては、防災まちづくり事業の中に、震災対策特別事業を設け、地方公共団体が行う、拠点避難地整備事業、避難地情報表示システム整備事業、地域防災無線整備事業、公共建物耐震化事業、ヘリコプター離発着場整備事業等に対して、地方債と地方交付税措置により、整備を推進した。平成5年度から9年度までの5年間の措置であったが、平成13年度まで延長措置が講じられた。[『平成15年版防災白書』内閣府,p223]

防災対策事業の推進

- ・平成14年4月からは、防災まちづくり事業と緊急防災基盤整備事業を再編成して、地域における「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、住民の安全の確保と被害の軽減を図るため、防災対策事業を創設した。この中で防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業を推進している。
- ・防災基盤整備事業については、防災拠点施設や拠点避難地等の防災施設整備事業、行政防災部線等の防災システムのIT化事業、消防の広域再編に伴い新改築する消防庁舎等の消防広域化対策事業及び緊急消防援助隊施設整備事業等を対象とし、公共施設等耐震化事業については、地域防災計画、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

【文部科学省】

学校施設耐震化推進指針の策定

- ・文部科学省が平成14年5月に全国の公立学校施設の耐震改修状況について緊急に調査した結果、昭和56年以前の基準で建築された建物のうち耐震診断を行ったものは約3割に過ぎず、公立学校施設全体で耐震性に問題がある建物は約4割と推計される等の報告がなされた。このような状況に鑑み、文部科学省では、平成14年10月に「学校施設の耐震化推進に関する調査研究協力者会議」を設置した。同会議では、学校施設全体の耐震化を早急に図るための方策などについて改めて検討を行い、平成15年4月に「学校施設の耐震化推進について」としてとりまとめた
- ・上記の報告を踏まえ、文部科学省では「学校施設耐震化推進指針」を策定し、学校設置者に対し所管する学校施設の耐震化を進めるよう指導している。

[『平成15年度文部科学白書』文部科学省,p196,422]

学校施設の耐震対策

- ・文部科学省は、公立学校施設の耐震化を最優先課題として位置づけ、施設の改築や補強事業における国庫補助の充実を積極的に図っている。また、老朽化した公立学校施設の大規模改修や改築事業も進めており、市町村が適切に公立学校施設整備を実施できるよう支援していくこととしている。[『平成15年度文部科学白書』文部科学省,p196]

文化財の耐震対策

- ・文化庁は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を作成し、全国の都道府県教育委員会に通知した（平成8年1月17日通知）
- ・また、重要文化財（建造物）の地震時における安全性の確保の一層の充実を図るため、所有者等が重要文化財（建造物）の耐震診断を行うに際して推奨される標準的な手順と方法、及び留意すべき事項を示した「重要文化財（建造物）耐震診断指針」を定め、各都道府県教育委員会に通知した（平成11年4月8日通知）
- ・重要文化財（建造物）の管理、修理（震災対策を含む）、防災施設等（防火・防犯設備、擁壁排水施設、火除地・消防道路設置、危険木対策、買上げ）の整備に要する経費について所有者又は管理団体に対して補助を行うとともに、重要文化財（美術工芸品）の管理、修理、防災施設等の整備又は耐震対策等に要する経費についても、所有者又は管理団体に対して補助を行っている。[文化庁 <http://www.bunka.go.jp/>]

【厚生労働省】

災害拠点病院の整備

- ・厚生労働省においては、災害時の患者受入機能（ヘリポート等）水・医薬品・医療材料の備蓄機能等を備え、耐震性能が強化された災害拠点病院の整備について補助を行っている。[『平成15年版防災白書』内閣府,p224]他

水道施設の耐震化

- ・大規模地震による被害を未然に防止するため、災害時にも安定的に水道水が供給できるよう、水道施設の耐震化を進めるためのマニュアルの作成等を行うとともに、地震に強い施設の整備や、緊急時における給水拠点を確保する事業に対して国庫補助を行うなどの支援を行っている。[『平成15年版厚生労働白書』厚生労働省]

【農林水産省】

漁港漁村の防災対策

- ・農林水産省においては、地震・津波の災害が予想される漁業集落の防災対策等に資するため、漁港施設の耐震性の確保及び液状化対策、避難道路、避難広場、安全情報伝達施設等を整備する災害に強い漁港漁村づくり事業を行うとともに、災害時の救援活動・緊急輸送等の拠点となる漁港において防災拠点漁港整備事業を行った。[『平成15年版防災白書』内閣府,p225]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

防災上重要な建築物の耐震化の状況

- ・内閣府の地震防災施設の現状に関する全国調査（平成15年1月最終報告）によると、重要な建築物の耐震化の状況は以下のとおりとなっている。

・医療機関	56.1%
・社会福祉施設	67.2%
・小中学校等	45.9%
・小中学校等体育館	48.8%
・盲学校等	61.9%
・盲学校等体育館	57.4%
・公的建造物	52.7%
・河川堤防の耐震化	32.1%
・緊急輸送路における橋梁や擁壁の耐震化	33.9%
・緊急輸送港湾における必要数に対する耐震岸壁の整備	43.3%
・緊急輸送漁港における全岸壁に対する耐震岸壁の整備	12.7%

【国土交通省】

特定建築物の耐震改修

- ・日本政策投資銀行等の融資実績（平成15年3月31日現在）

	～H9	H10	H11	H12	H13	H14	計
棟	2	0	0	0	0	0	2

[『大規模地震対策の現状と今後の対策（耐震診断・改修等について）』国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室]

- ・日本建築学会の調査によると、特定建築物の耐震診断・改修状況は以下のとおりとなっている。

	公共建物（棟）	民間建物（棟）
特定建築物	約95,000	約93,000
耐震診断実施	約29,300	約3,500
結果、改修・建替が必要	約16,200	約1,200
耐震改修実施	約5,000	約510
建替・除却済	約800	約420

注：平成12年3月31日現在

出所：『安全と安心のために「特別研究中間報告 - 保険制度と危機管理に関する提言 - 』2001年、日本建築学会
 [『建物の耐震技術に関する調査・研究報告書』2001年4月、社団法人日本損害保険協会安全防災部,p23]

【消防庁】

緊急防災基盤整備事業を活用した庁舎及び消防庁舎施設の耐震化は、平成13年度から平成17年度までの5年度間に299施設について計画されており、平成13年度は45施設で実施されている。

県

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組

地域防災計画において、庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]

阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムにおいて、県有施設の耐震化の観点からの改修・改築工事等を計画的に推進するとしている。また、各2次保健医療圏域において初動体制の確立を図るため、災害拠点病院の耐震構造化、自家発電装置、ヘリポートの設置及びドクターヘリの導入等、災害救急医療システムの総合的な充実・強化を図っている。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県]

特定建築物の耐震指標の判定基準の作成

- ・平成8年12月に、建築物の耐震改修に関する法律第3条の規定に基づき定められた特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針により算定される構造耐震指標の判定基準を作成した。
- ・本基準は県有施設の耐震診断の判定に適用されるものであるが、県有施設にかかわらず、市町の公共施設、さらには民間の建築物についても適用できるものであり、策定以来、県下の建築物の耐震診断・改修計画において活用されている。

兵庫県耐震診断改修計画評価委員会の設置

- ・耐震診断結果等を専門的観点から評価するため、学識経験者等で構成する「兵庫県耐震診断改修計画評価委員会」を（財）兵庫県住宅建築総合センター内に設けた。
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を行う場合には、これに先だって評価を行うことを県下所管行政庁間で取り決めた。

民間既存建築物耐震診断補助事業

- ・特定建築物の所有者が耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部について助成するものであり、対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物である。

兵庫県建築物安全安心実施計画の推進

- ・平成11年度に、特定行政庁及び関係団体による「兵庫県建築物安全安心推進協議会」を設立し、取り組むべき具体的施策や特定行政庁ごとの完了検査率等の達成目標を「兵庫県建築物安全安心

	<p>実施計画」としてとりまとめ、計画に基づき完了検査等の確実な実施を図っている。</p> <p>県立学校施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果に基づき、耐震改修の必要があるとされた校舎等について、平成16～25年度において計画的に耐震改修等を推進する。 <p>都市基盤の耐震化については、農地防災事業、治山事業、道路防災事業、河川改修事業、土砂災害対策事業等により整備を図っている。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）及び新神戸市建築物安全安心推進計画に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震補強の実施を図る。[『神戸市地域防災計画防災事業計画（安全都市づくり推進計画）』神戸市]</p> <p>市有施設の耐震化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修実施計画に基づき、防災拠点施設及び避難施設、不特定多数利用施設、生活支援施設等の耐震診断を順次行い、必要に応じて耐震補強を実施する。 <p>新神戸市建築物安全安心実施計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新神戸市建築物安全安心実施計画に基づき、違反建築対策の総合的推進と完了検査率の向上を推進してきたところである。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>提言 2 公共性の視点に基づく耐震安全レベルの選定：大都市における高密度化や都市機能の高度化は、建物の耐震安全性に対する社会的要請の変化をもたらした。市役所・消防・警察などの行政機関や病院・学校など災害時の拠点となる緊急対応施設をはじめ、交通・流通・金融・通信・放送などの都市機能を支える公共的施設については、地震後の対応活動に支障をきたさないよう十分な耐震安全性を確保するとともに、ライフライン途絶時にも一定期間の自立性を持たせるよう配慮する必要がある。また、多数の人々が利用あるいは居住する建物は、その損傷が多数の人々に危険を及ぼすことになるので、たとえそれが私有財産であっても、公共性を有する存在として最低水準を上回るレベルの耐震安全性が確保されるべきである。さらに、密集市街地の防災性向上のため、一定の地域内あるいは主要道路沿いの建物については公共性に視点を置き地域の特性に合わせた耐震安全のレベルを選択する施策が、都市全体の耐震安全性の向上を図る上で必要である。（「建築および都市の防災性向上に関する提言 - 阪神・淡路大震災に鑑みて - （第三次提言）」（1998年1月16日、日本建築学会）</p> <p>高架橋の崩落が相次いだ阪神大震災後、旧運輸省（現国土交通省）の通達に基づく高架橋の耐震補強工事で、関東の大手私鉄 8 社と営団、東京都営地下鉄が計画している工事の約45%が未着工であることが、分かった。高架下にあるテナントの了解が得られないことなどから難航。JR各社なども補強工事が進んでおらず、国交省は施工期限を設けることも検討する。各社によると、補強対象となる高架橋の橋脚は合計約 1 万3,700 本。…（中略）…工事が進まない最も大きな理由は、高架下にあるテナントの協力が難しいことだ。工事期間中の休業補償や移転費用などが障害となっている。補強工事はJR各社でも、新幹線で 5 割、在来線で 3 割がそれぞれ未着工となっている。（平成16年 1月17日朝日新聞）</p>	
課題の整理	
<p>防災上重要な施設の耐震化の推進</p> <p>特定建築物の耐震化の促進（耐震改修費用に対する支援の充実、情報提供・相談体制の充実等）</p>	
今後の考え方など	
<p>公共建築物、とりわけ学校については耐震診断の結果、改修が必要となった場合、優先性を考慮しながら早急に耐震改修を進めていく必要がある。また、市役所、区役所等の防災拠点においても、発災時に拠点機能や人的活動を有効に機能させる必要性が高いことから耐震性を強化させておく必要がある。（神戸市）</p>	

平成16~17年度で新耐震基準施行（昭和56年）以前に建てられた学校施設の耐震化推進のため、学校施設耐震化推進事業を行い、耐震性の向上に取り組む。（尼崎市）